見積条件書

2022年2⽉10⽇

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **項⽬** | | **内　容** |
| 1 | **基本事項** | 稼働⽇の作業時間は8:00〜17：00および20：00〜翌05：00に休憩時間1時間を挟む8時間を標準とする。 |
| 2 | ⼯事⽤⾞両による資機材の搬出⼊は昼夜間随時可能として計画する。  但し、第三者からの要望等で時間の制約が発⽣する場合には条件変更の協議とする。 |
| 3 | ⼯事着⼿後に想定外の制約や条件変更が発⽣した場合には、これらに起因する⼯期や⼯事⾦額の変更に関して、発注者・受注者相互の協議により執り行う。 |
| 4 | 設計図書が⼤幅に変更となった場合、協議により条件が変わり付随して発⽣する設計・施⼯検討業務の費⽤は当初請負⼯事⾦額とは別途に、発注者・受注者相互の協議により執り行う協議とする。 |
| 5 | **作業時間** | 『線路閉鎖作業』『営業線近接作業』『通常作業』を下記の区分設定とする。   |  |  | | --- | --- | | 『線路閉鎖作業』  　　線路防護柵の軌道側に⽴ち⼊る作業 | 23：15〜翌5：15の6時間  ※上総村上駅の終発および上総⽜久の始発  下り最終列⾞発時刻23：10および  上り始発列⾞発時刻5：28より | | 『営業線近接作業』  列⾞接近時に重機・揚重作業を⼀時中断 | 通過列⾞1本当たりの作業中断を6分間とし、列⾞本数から算出した稼働率72.3%を営業線近接作業係数とする | | 『通常作業』上記以外 | 制約なし | |
| 6 | **個別**  **⼯**  **事** | 本⼯事では地下⽔位が地表⾯近辺と⾼いことから、SMW⼭留壁は掘削底⾯の崩壊防防止のために深い根⼊れとなることから、SMW⼭留壁の根⼊れ部でも確実な遮⽔性能を確保する為に、先行削孔を実施する。 |
| 7 | 函体内部掘削時の安定のために薬液注⼊⼯を実施する。なお、『⼆重管ダブルパッカー式』とする。 |
| 8 | 『⼆重管ダブルパッカー』は昼間作業にて実施する計画とする。施⼯に伴う軌道計測により発生する作業中断時間により、著しく作業効率が低下する場合には協議にもとづき変更の対象とする。 |
| 9 | 薬液注⼊⼯（⼆重管ダブルパッカー）においては、軌道式への影響を考慮して注⼊管の上部を鋼管に変更し引き抜くこととする。 |
| 10 | 重機稼働範囲等、当該区域の必要地耐力を確保するための地盤改良および厚さ20cmの砕⽯路盤を計上する。 |
| 11 | 上記の薬液注⼊の施⼯にあたり、施⼯範囲に現況の線路側溝があり施⼯に⽀障することから、先⾏して埋め戻しを⾏う。 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **項⽬** | | **内　容** |
| 12 | **個別**  **⼯**  **事** | PCR推進のうち上床版および側壁の初回エレメント施⼯は極めて⼟被りが⼩さく、軌道への影響を警戒することから線路閉鎖施⼯とする。この区間における軌道変状の傾向によっては、発注者・受注者相互の協議により、線路閉鎖⼯事の区間の拡⼤・延長を検討する。 |
| 13 | 上記の線路閉鎖⼯事区間のうち上床版のすべてと側壁の第1エレメントPCR推進時には、軌道変状が予想されることから、当夜に軌道⼯を待機させ線閉解除までに軌道線形を復旧することとする。 |
| 14 | 残る側壁エレメントは昼間施⼯として計画するが、応⼒開放による地⼭の緩みが軌道変状に繋がる事から、線路閉鎖時間帯にて道床搗き固めを実施する。 |
| 15 | 底盤エレメントも同様に昼間施⼯とするが、地⼭緩みによる軌道への影響は既施⼯エレメントによって遮断されると考える事から、道床搗き固めを実施する計画とはしない。 |
| 16 | 『鉄道構造物等設計標準・同解説⼟構造物(鉄道総研編H19.1)』の⼀連の記載に則り、今回施⼯するトンネル構造物の両端接続部の路床剛性の急変を防⽌し、不同沈下による軌道変位を抑⽌する為にアプローチブロックを施⼯する。アプローチブロックは、は線を伴う作業である事から線路閉鎖⼯事にて計画する。 |
| 17 | 場内排⽔路から仮沈砂池、仮沈砂池から流末までのつなぎ込みを計上することとする。 |
| 18 | **条件変更** | PCR推進作業はオーガーによる機械掘削で計画するが、⽀障物等により⼯法変更が必要と判断した場合には、変更に係る検討費⽤、⼯法変更による⼯事費の変更及び間接費の変更、⼯期の変更等について、発注者・受注者相互で協議する。 |
| 19 | ⼟壌汚染対策法に伴う調査結果は考慮していないため、建設発生土または汚泥はそれぞれ基準超過の無い条件で処分する計画とする。ただし、建設発生土や発生汚泥に基準超過の化学物質が検出された場合には別途の処分をする必要があることから、本工事積算には必要な調査費⽤を計上することとする、  汚染⼟としての処分が必要となった場合は、発注者・受注者相互で協議した上で、処分方法・費用等を決定する。 |
| 20 | **引**  **継**  **条**  **件** | 1. 工事用地と外部の境界には仮囲い・工事用ゲートを整備されている条件とする。 2. 軌道沿いの⾼圧ケーブルをはじめとする架空ケーブル類は、現状の位置では⼟留め杭が施⼯できないため、全てのケーブルは本工事の土留め杭打設関連⼯事着⼿前に防護・地這等の安全対策が実施されている状態で引渡すことを前提とする。 3. 切梁腹起し材は、事業期間に鑑み買取りとして計上し、損料は発生させない条件とする。仮囲いやゲート等の仮設資材についても同様に次⼯事に引き継ぐこととする。 |

※上記に記載の無い事項については、契約後に発注者・受注者相互の協議にもとづき取り決めを行う。